

広告代理店契約書（案）

国立大学法人東海国立大学機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、以下の条項により広告代理店契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において使用される用語のうち別表1に定義を定めるものについては、当該定義を適用するものとする。

（業務内容）

第2条 乙は、広告掲載を希望する者及び広告主と甲との広告掲載に係る仲介、広告の掲載、管理及び撤去業務、その他の必要な業務を行う。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、〇〇年〇月〇日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれか一方から契約終了の申し出がない場合は、契約期間満了日の翌日から向こう1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。なお、契約の全期間は令和9年3月31日を超えないものとする。

（広告掲載料）

第4条 乙は、甲に代わって広告主より広告掲載の対価（以下、「広告掲載料」という。）を收受する。

2 前項に関わらず、本契約の業務により広告掲載が決定したネーミングライツ事業における命名権料は、甲と命名権者の間で締結されるネーミングライツ事業実施契約に基づき、命名権者から甲へ直接支払うものとする。

（代理店手数料）

第5条 本契約に係る乙の手数料（以下、「代理店手数料」という。）は、広告掲載料または命名権料の30%を上限（消費税および地方消費税は別途）とする。

2 乙は、甲に代わって広告主より收受した広告掲載料の総額から、代理店手数料を差し引いた金額を、甲の発行する納入依頼書により、当該納入依頼書に規定する支払期限までに甲に一括で支払うものとする。

3 甲は、前条第2項により、命名権者より命名権料を收受した場合、代理店手数料を、乙からの請求に基づき乙に一括で支払うものとする。

4 前3項に関して特段の事情がある場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定することができるものとする。

（延滞金）

第6条 乙は、広告掲載料その他本契約に基づき甲に支払うべき金額の納入を遅滞したときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、その未払額に年3%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

（端数処理）

第7条 本契約の規定により算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

(支払に係る費用負担)

第8条 金銭の支払を行うにあたり必要となる振込手数料等については、支払を行う者の負担とする。

(広告主の要件及び広告掲載の基準)

第9条 広告主の要件及び広告掲載の基準は別表2のとおりとし、乙は当該要件及び基準を満たす広告に限り本契約において取り扱うことができる。

(広告の内容及び意匠)

第10条 乙は、広告の内容及び意匠について広告主から提出を受け、甲の指定する期日までに甲の確認を受けなければならない。

(甲による広告掲載の中止)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、広告掲載を中止することができる。

- (1) 天災地変又は不可抗力により、掲出が不可能となったとき
- (2) 甲の施設管理上必要となる緊急的な工事等が生じたとき

2 甲は、前項第1号又は第2号に該当し、広告掲載を中止する場合には、掲載日数に応じ日割計算により広告掲載料を免除または返還するものとする。

(広告主の責めに帰すべき事由による広告掲載の中止)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、広告掲載を中止することができる。

- (1) 広告主が甲の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なう事件を起こした場合
- (3) 広告主が倒産、破産等をした場合
- (4) 広告主が広告掲載の取下げを申し出た場合
- (5) 広告主が第9条に定める広告主の要件を満たさなくなった場合

2 甲は、前項各号に該当し、広告掲載を中止する場合には、既納の広告掲載料は返還しない。

(乙の責めに帰すべき事由による広告掲載の中止)

第13条 甲は、乙が下記のいずれかに該当したときは、乙に対し、文書により、一定の期間を定めて改善すべき旨を催告するものとする。この場合において、当該期間内に改善されなかったときは、甲は、広告掲載を中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに広告の版下原稿の提出がない場合
- (3) その他甲が広告掲載に関し、広告主等に改善を求めることが相当であると認めた場合

2 甲は、前項各号に該当し、広告掲載を中止する場合には、既納の広告掲載料は返還しない。

(乙の責めに帰すべき事由による解除)

第14条 甲は、乙が下記のいずれかに該当したときは、何らの催告なく本契約を解除できる。

ただし、その場合でも、第5条に基づき乙が支払う義務が生じた広告掲載料の金額は減免されないものとする。

- (1) 本契約の規定に違反したとき。
 - (2) 金銭債務の支払いが遅滞し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず支払われないとき。
 - (3) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (4) 強制執行、競売の申し立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
 - (5) 他の法人と合併する旨が株主総会で承認されたとき。
 - (6) 業務について主務官庁から取り消し処分を受けたとき、又は解散の決議を為したとき。
 - (7) 東海国立大学機構広告掲載取扱規程第5条にある募集要項に記載された条件を満たさなくなったとき。
 - (8) 著しく信用を失墜する事実があったとき
 - (9) その他甲が定める諸規程に違反したとき。
- 2 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当したことにより損害を被ったときは、本契約の解除の有無にかかわらず、乙に対しその賠償を請求できるものとする。

(修繕)

- 第15条 乙は、広告掲載期間終了後は、原状回復をおこなうこととし、通常の使用に伴い当然に生ずるものとは認められない破損があるときは、その修繕費用を負担しなければならない。
- 2 乙は、第12条又は第13条により広告掲載が中止となった場合は、中止の決定通知を受けた日から1週間以内に、乙の負担において当該広告の回収、消去その他の必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、広告の内容が法律・政令等の関係法規に違反しないこと、著作権をはじめとする第三者の権利を侵害していないこと、その他広告に掲出することについて何ら問題ないことを甲に保証するものとし、広告の内容について何らかの紛争等が生じた場合、全て乙の責任と費用負担において解決するものとする。なお、かかる紛議により甲が損害を被った場合は、乙は直ちにこれを甲に弁償するものとする。
- 2 乙は、広告掲載により生じた苦情、損害、問題等の全てに対し、速やかに甲に通知するとともに、自己の責任においてこれを処理し、賠償の責を負うものとする。

(秘密保持)

- 第17条 本契約にいう秘密情報とは、本件業務に関連して一方当事者（以下「情報開示者」という）から他方当事者（以下「情報受領者」という）に開示される技術上または営業上の有用な情報（価格、コスト、アイディア、コンセプト等を含む）であって、次の各号の一に該当するものをいうものとする。
- (1) 秘密である旨が明瞭に表示された書面、図表、その他関係資料等の有形の形態により開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭その他無形の形態で開示される情報であって、かかる開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示される情報
- 2 情報受領者は、本件業務を遂行するうえで、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員、従業員（以下「従業員等」という）以外の者に、秘密情報を開示または漏洩しては

ならないものとする。また、情報受領者は、従業員等に対し、在職中および退職後も、本契約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものとする。

- 3 情報受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理し、秘密情報を本契約および個別契約の履行以外の目的で使用したり、第三者に漏洩・開示あるいは公表してはならないものとする。ただし、情報開示者の書面（秘密情報の開示先、開示する秘密情報の種類、開示の目的及び目的外使用の禁止を明記した書面に限る）による事前の同意を得た場合、または次の各号の一に該当する場合はこの限りではないものとする。

- (1) 情報を受領する前に、既に公知となっていた情報
- (2) 情報を受領する前に、情報受領者が既に知っていた情報
- (3) 情報を受領した後に、情報受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 情報受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 情報受領者が独自に開発した情報

- 4 管轄官公庁または法令により開示が要求された場合であって、適法かつ合理的な方法によって当該要求を拒絶することができない場合には、前項は適用されないものとする。情報受領者は、法令により許容される場合には、その許容される範囲内で、かかる開示がなされる可能性があることを知得した後可能な限り速やかに、情報開示者に対し書面によりこれを通知するとともに、開示の時期、その内容及び方法について情報開示者と協議するものとし、情報開示者の要求を考慮した場合に限り、上記状況において開示をすることができる。

- 5 本条に定める義務は、本契約の有効期間中および本契約終了日から5年間有効とする。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第18条 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとする。

(合意管轄)

- 第19条 甲及び乙は、本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議解決)

- 第20条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈について疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 愛知県名古屋市千種区不老町1
 国立大学法人東海国立大学機構
 機構長 松尾 清一

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○ ○○ ○○

別表 1（第 1 条関係）

用語	定義
広告	甲が発行又は発信する情報媒体その他の甲の資産に掲載等をする有料広告物並びに甲の施設等（東海国立大学機構固定資産等取扱細則（令和2年度機構細則第54号）第2条第1号イに定める建物及び構築物をいう。）の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）に基づき付与した愛称及び当該愛称を掲出する看板等をいう。この場合において、ウェブサイトを広告媒体とするときは、掲載する広告から直接リンクをしているウェブサイトの内容についても広告とみなす。
広告媒体	広報誌、冊子類、封筒等の印刷物、ウェブサイトその他の甲の資産のうち広告を掲載、掲出又は挟み込むことが可能なものをいう。
広告掲載	広告媒体に広告を掲載、掲出又は挟み込むことをいう。
広告主	甲において広告掲載の許可を受けた広告の主体となる者をいう。
ネーミングライツ事業	契約により、甲が法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人に命名権を付与し、命名権を付与された広告主からその対価を得る事業をいう。

別表 2（第 9 条関係）

広告主は、以下のいずれにも該当しない者であること。

1	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に定める風俗営業者
3	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に定めるインターネット異性紹介事業者
4	甲から建設工事、物品の購入又は製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
5	国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
6	民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
7	その他次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者 - イ 調査会社、探偵事務所等に関するもの - ロ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの - ハ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの - ニ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの - ホ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの - ヘ 消費者金融に関するもの - ト 賭博又はギャンブル等（ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）に関するもの - チ 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの

広告の内容は、以下のいずれにも該当しないものであること。

1	法令等に違反するもの
2	公の秩序又は善良の風俗を害するもの
3	基本的人権を侵害するもの
4	政治性又は宗教性があるもの
5	社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
6	個人又は法人の名刺広告
7	内容又は責任の所在が不明確なもの
8	虚偽若しくは事実と異なる内容を含み、又は事実を誤認させるおそれがあるもの
9	比較広告
10	青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
11	たばこに関するもの又は喫煙を促すもの
12	賭博又はギャンブル等に関するもの
13	アルコール飲料に関するもの
14	その他広告掲載するものとして甲が不適切と判断したもの